

令和7年4月1日以降

請求書の押印が省略できるようになります

羽生市では、利便性の向上を図るため、市役所へ提出する請求書の押印が省略できるようになります。省略する場合、真正性を担保するため、請求書に必要事項の記載が必要となります。

※これまでどおり、代表者の押印のある請求書をご提出いただくこともできます。

請求書への押印を省略する場合

押印の代わりに、次のいずれかを記載してください。

- ① 適格請求書発行事業者登録番号（インボイス登録番号）
- ② 請求書の発行や送付等の担当者の「氏名」及び「連絡先」

(例)
請求書

○年○月○日

(宛先) 埼玉県羽生市長

住所	羽生市〇〇丁目〇番〇号	
名称	〇〇〇株式会社	押印省略
職・氏名	代表取締役 〇〇〇	
電話番号	048-000-0000	
登録番号	1000000000000000	
	又は	
担当者氏名	営業 △△ △△	
担当者連絡先	048-000-0000	

押印の代わりに、

- ① インボイス登録番号
又は
- ② 担当者の「氏名」と「連絡先」
のいずれかを記載してください。

※内容確認のため、記載していただいた連絡先に電話する場合があります。

※ 担当者の「氏名」と「連絡先」は、手書きであっても認められます。

提出方法

電子メール（PDF形式）又はファックスによる提出が可能です。

ただし、不鮮明な部分がある場合は、別の方法で再提出を求めることがあります。

引き続き、郵送や手渡しによる提出も可能です。

問合せ先

請求書を提出する担当部署にお問い合わせください。

【担当】
羽生市会計課
電話 048-561-1121（内線101～103）